**平成２８年（フ）第５０６３号**
大阪市東成区東小橋２丁目３番５号
債務者　小松　洸友
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５０８０号**
大阪市旭区高殿１丁目３番９―105号
債務者　瀬川　通子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第６６７号**
静岡市駿河区中島2572番地の２　シェルブール大浜105号
債務者　江川百合子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第７３号**
千葉県東金市西福俵100番地17
債務者　国　　惠子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２８年（フ）第５１７号**
静岡県焼津市田尻北1182―１　タウンハウスエルＡ201、住民票上の住所静岡県藤枝市郡1123番地　池田アパート102
債務者　藤田　文敏
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第６１１号**
静岡県焼津市小土30番地　ピアガーデン103、旧住所静岡市清水区草薙１丁目25番30号　エルンテ天皇原Ａ―２号
債務者　阿部　祐人
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第６４９号**
静岡市駿河区小鹿２丁目16番15号　パナハイツタミヤ201号、旧住所静岡市駿河区丸子6271番地の40
債務者　日向　清一
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４４４号**
岡山市中区門田文化町２丁目９番63号
債務者　井口　直美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１１２４号**
東京都町田市本町田3455番地20藤の台団地２―15―304
債務者　佐野　　太
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第２５７７号**
横浜市戸塚区名瀬町2446番地１　カルムシンヤ105号
債務者　打矢　曜士
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１１５１号**
東京都八王子市石川町1920番地石川団地13―303
債務者　保坂　敬三
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１１６３号**
東京都武蔵村山市中央１丁目50番地の２ドミールオクズミ204号
債務者　黒木　桂子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１７８号**
愛知県豊橋市西幸町字浜池299番地の２
債務者　高岡　勇志
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月20日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２８年（フ）第１８２号**
愛知県豊橋市錦町221番地（103）
債務者　伊藤　麻衣
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２８年（フ）第２３６４号**
横浜市旭区上川井町206番地１　エスポワールＢ棟103号
債務者　増田　結樹
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部